



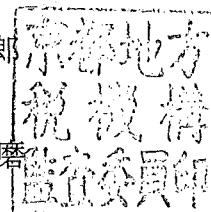
定期監査結果の公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 199 条第 9 項の規定により、令和 6 年度に執行した監査の結果を次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 10 日

京都地方税機構監査委員

瀬野 淳郎



同

山崎 良

なお、監査執行者は次のとおりである。

| 監査委員 | 執行期間 |
|-------|-------------------------------------|
| 瀬野 淳郎 | 令和 6 年 10 月 31 日から令和 7 年 1 月 15 日まで |

令和 6 年度

京都地方税機構
定期監査結果報告書

京都地方税機構監査委員

令和6年度京都地方税機構定期監査結果報告書

1 監査の対象

令和6年度における定期監査については、京都地方税機構（以下「機構」という。）の全所属、事務局3課、9地方事務所及び自動車関係税申告受付センターの計13箇所について監査を執行した。

2 監査の期間

| | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 事務局総務課、業務課及び法人税務課 | 令和6年11月13日、15日、19日及び 令和7年1月15日 |
| 京都東地方事務所 | 令和6年10月29日 |
| 京都西地方事務所 | 令和6年10月31日 |
| 京都南地方事務所 | 令和6年12月16日 |
| 相楽地方事務所 | 令和6年11月27日 |
| 山城中部地方事務所 | 令和6年12月17日 |
| 乙訓地方事務所 | 令和6年11月6日 |
| 中部地方事務所 | 令和6年11月22日 |
| 中丹地方事務所 | 令和6年12月4日 |
| 丹後地方事務所 | 令和6年12月6日 |
| 自動車関係税申告受付センター | 令和6年12月11日 |

3 監査の範囲

令和5年度及び監査執行日までに執行された令和6年度分の財務並びに滞納整理事務等の執行を対象とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、財務及び事務の執行が法令等に基づいて適正に行われているか、また、その事務処理が、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図るようになされているかについて、所属長等から説明聴取を実施するとともに、関係書類等の調査を実施した。

監査の執行に際しては、監査対象機関に出向き、関係資料や事務の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する実地監査により行った。

5 監査実施上の重点項目

- (1) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われているか。
- (2) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分の事務手続きは適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、各種の証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。
- (6) 滞納整理事務は適正に行われているか。
- (7) 法人関係税課税事務は適正に行われているか。
- (8) 自動車関係税課税事務は適正に行われているか。
- (9) 固定資産税（償却資産）課税事務は適正に行われているか。
- (10) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

6 監査の結果

監査対象機関における事務の執行について、概ね適正に行われていた。

7 要望

機構は、徴収業務においては現在の物価高騰等の厳しい社会経済情勢の中でも高い収納率を維持し、課税事務では、事務を安定して処理するとともに、未申告者に対する調査等を行うことで、構成団体の財源確保等に貢献している。

また、今回の定期監査においても、とりわけ改善を要する事項はなかったところであります。

令和7年1月から京都市内の3地方事務所が統合し、「京都地方事務所」として動き出しているが、統合事務所の事務等についてもこれまでと同様、適正に執行されるよう努められたい。

そして、機構には今後も「公平・公正な税務行政の推進」と「構成団体の財源確保」という目的に向かって、業務を法令に基づき丁寧に、安定して執行してもらいたいが、そのためには、京都地方事務所を含むすべての事務所でこれまでに培ってきたスキルや経験を維持し、また高め、共有していくことが重要であり、それに向けた取り組みを積極的に進められたい。